

## 運行管理者資格者証交付申請について

### 1. 申請期間

- ・交付申請は合格の日から3ヶ月以内に行ってください。
- ・郵送、持参にかかわらず申請書の到着が3ヶ月を過ぎると、資格者証の交付ができません。

### 2. 申請書類等

#### ○試験合格者

- ① 運行管理者資格者証交付申請書
  - ・必要事項を記入して、270円分の収入印紙を貼付したもの（270円分の収入印紙が入手できない場合、270円分以上でも可とします。※ただし、超過分の返付はできませんので「過納承認」と記載の上、押印してください。）
- ② 住民票又は運転免許証の写し
- ③ 運行管理者試験結果通知書（本通）

#### ○実務経験者

- ① 運行管理者資格者証交付申請書
  - ・必要事項を記入して、270円分の収入印紙を貼付したもの（270円分の収入印紙が入手できない場合、270円分以上でも可とします。※ただし、超過分の返付はできませんので「過納承認」と記載の上、押印してください。）
- ② 住民票又は運転免許証の写し
- ③ 証明書（事業者による証明）
- ④ 講習手帳の写し

### 3. 申請方法

- ・上記申請書類を最寄りの運輸支局検査・整備・保安部門（他の運輸支局窓口でも可）へ申請してください。
- ・郵送による申請については各運輸支局にご相談ください。
- ・資格者証の交付を郵送により受ける場合は、資格者証の返信用封筒（A4サイズが入るもの）又はレターパックをご準備ください。  
郵便番号、返信先住所、氏名、受験番号、合格者氏名を明記し、返信用切手を貼付したものの。（レターパックの場合は、切手は不要です。）  
（簡易書留の場合：460円分）  
（普通郵便を希望される場合：140円分）

#### ※レターパックについて

A4サイズ・4kgまで全国一律料金で信書も送れるサービスです。郵便窓口やコンビニエンスストアなどで購入できます。また、追跡サービスで郵便物の配達状況を確認することができるから安心です。

※注意事項

1. 資格者証の交付には申請から 1 ヶ月程度かかることがあります。
2. 申請後 1 ヶ月を経過しても資格者証が到着しない場合は、申請された支局にお問い合わせください。(返信用封筒をご用意された方)

○申請・お問い合わせ先

運輸支局名	所在地	電話番号
大阪運輸支局	〒572-0846 寝屋川市高宮栄町12-1	072-822-4374
京都運輸支局	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町37	075-681-9764
兵庫陸運部	〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町34	078-453-1103
奈良運輸支局	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-2	0743-59-2153
滋賀運輸支局	〒524-0104 守山市木浜町2298-5	077-585-7252
和歌山運輸支局	〒640-8404 和歌山市湊1106-4	073-422-2153